

## 文化審議会国語分科会（第44回）議事録

平成22年 5月19日（水）  
午前10時～11時40分  
旧文部省庁舎・第2講堂

### 〔出席者〕

（委員）林分科会長，西原副会長，前田漢字小委員会主査，杉戸日本語教育小委員会副主査，阿辻，井田，井上，岩見，内田，加藤，金武，笹原，武元，出久根，西澤，長谷川，濱田，松村，邑上，やすみ，山田各委員（計21名）  
（文部科学省・文化庁）玉井文化庁長官，合田文化庁次長，清木文化部長，匂坂国語課長，氏原主任国語調査官ほか関係官

### 〔配布資料〕

- 1 文化審議会国語分科会（第43回）議事録（案）
- 2 「改定常用漢字表」に関する答申案（案）
- 3 常用漢字表に関する意識調査 速報値
- 4 要望の多かった「玻・碍・鷹」の扱いについて
- 5 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について（案）

### 〔参考資料〕

- 1 「改定常用漢字表」に関する試案
  - 2 「改定常用漢字表」に関する試案」に対する意見
- 改定常用漢字表に関する要望書（委員限り）

### 〔経過概要〕

- 1 事務局から配布資料の確認があった。
- 2 前回の議事録（案）が確認された。
- 3 前田漢字小委員会主査及び事務局から，配布資料2，3，4の説明があり，「改定常用漢字表」に関する答申案（案）」が了承された。
- 4 西原副会長（日本語教育小委員会主査）から，配布資料5の説明があり，「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について（案）」が了承された。
- 5 玉井文化庁長官から，各委員のこれまでの尽力に対し謝辞が述べられた。
- 6 「改定常用漢字表」に関する答申案」は，次回の文化審議会総会で協議され，了承が得られたところで，文部科学大臣に答申されることが確認された。
- 7 前田漢字小委員会主査及び事務局，西原副会長からの説明は次のとおりである。

### ○前田漢字小委員会主査

私から漢字小委員会の全体的なことについての御報告をさせていただきます。

前回第43回の国語分科会が本年の3月4日に開催されました。その時には，本日配布されている議事録にあるとおり，昨年11月から12月にかけて行われた2度目の意見募集で寄せられた意見の概要を中心に御紹介申し上げました。漢字小委員会では，この2度目の意見募集で寄せられた意見を踏まえて，「改定常用漢字表」に関する試案」をどの

ように修正するかについて検討を重ねてきました。3月から今まで短い期間でございましたが、具体的には5回の漢字小委員会と、9回の漢字ワーキンググループを開催いたしました。慎重に検討してまいりました。漢字ワーキンググループの審議時間は約56時間に及びまして、寄せられた貴重な御意見一つ一つを慎重に検討してまいりました。その結果を漢字小委員会で御報告申し上げて、これまでに至ったわけです。

本日、配布資料2として提出した「改定常用漢字表」に関する答申案(案)は、以上のような経過を経ましたものです。したがって、意見募集で寄せられた御意見につきましては漢字小委員会及び漢字ワーキンググループで十分に精査して、必要な意見については、「改定常用漢字表」に関する試案を修正するという形で、取り入れているわけでございます。

「改定常用漢字表」に関する試案からの具体的な修正箇所については、配布資料3の参考の2の「改定常用漢字表」に関する試案からの変更点一覧(154ページ)で、分かりやすく見ることができるよう一覧にまとめてあります。ここでは、基本的な考え方、字種、音訓などに分けて記述してありますが、これらの具体的な説明につきましては事務局をお願いしたいと思います。

また、配布資料3と配布資料4は、字種の追加、削除にかかわるもので、これらの資料についても事務局に併せて説明をしてもらうことにいたします。ただ、これらの問題は、非常に多岐にわたりますので、すべてを説明することは難しいと思います。なるべく丁寧に説明していただきたいと考えておりますが、焦点を絞ってお話いただくということになります。そういう点では、修正箇所を中心とした説明ということになります。

ということで、この案をまとめてまいりましたので、具体的なことを事務局から御説明いただきたいと思っております。

#### ○氏原主任国語調査官

それでは、配布資料2、配布資料3、配布資料4につきまして、御説明申し上げます。

まず、配布資料2ですが、今前田主査からもお話しがございましたように、配布資料2の154ページをお開けください。この154ページから156ページの「改定常用漢字表」に関する試案からの変更点一覧に、どこを変えたのかについて記述してございます。

大きく分けると、154ページにあります「基本的な考え方」についての記述の変更、それから155ページにあります、例えば字種の追加・削除、これは変更なしということでございます。それから、音訓の追加としては、「剝」、これに「はげる」と「はがれる」を追加した。こういった細かいところは、この155ページ、それから次の156ページ、ここを見ていただくとお分かりになります。157ページから見ていただきたいと思っております。前文の「基本的な考え方」につきまして、分かりやすいのは例えば161ページ、変えた部分にアンダーラインを引いてあります。こういった形で変更部分をお示ししてあります。

ということで、細かい点につきましては、後ほどここを見ていただくということにいたしまして、前文の部分で特に大事なところと、字種にかかわる配布資料3、配布資料4の説明を中心に行いたいと考えております。

前文のところ細かい点では記述を変更しているところが幾つかありますが、大きな点としては159ページを御覧ください。これは直している部分は小さいんですが、4月23日の漢字小委員会で、学校教育のお立場から御意見が出ましたので、修正したところです。具体的に申しますと、159ページの上の方に波線が引いてあるところがあります。「習得時に当たる小学校・中学校で、それぞれの年代を通じて書き取りの練習を行うことが必要である。」ここは、もともとは「それぞれの年代を通じて書き取りの反復練習を行うことが重要である。」という記述になっていたところです。ここに関して、前回の漢字小委員会で、書き取りの反復練習が重要だということを余り強調しないでほしいという御意見が、学校教育に関係した委員から出まして、「反復」という語を削ったということと、「重要」

という語を「必要」という語に変えました。ただ、この部分は、漢字をどう指導していくかという、そういう指導論一般の話ではなくて、これから情報機器を使って漢字を書いていく、打っていくわけですけども、そういう時代の中で手書きがどういう位置を占めているのか、その基本的認識をまとめたところなんです。ですから、この部分というのは簡単に言ってしまうと、こういう情報機器が普及した時代になってもきちっと手で書いて漢字を身に付けていくことが重要なんだ、そして、それは機器が普及すればするほど更に重要になってくる、そういう認識が示されているところでございます。「反復」という語を削っても、その後に「それは、書き取り練習の中で繰り返し漢字を手書きすることで、視覚、触覚、運動感覚など様々な感覚が複合する形でかかわることになる」、「これによって、脳が活性化されるとともに、漢字の習得に大きく寄与する。このような形で漢字を習得していくことは、漢字の基本的な運筆を確実に身に付けさせるだけでなく、将来、漢字を正確に弁別し、的確に運用する能力の形成及びその伸長・充実に結びつくものである。」とあって「反復」のニュアンスは残ります。この部分は、現在、情報機器の時代を迎えているわけですが、実はこういう時代に必要とされる漢字運用能力の根幹が、漢字を手書きしていく中で身に付いていく、という極めて重要な認識が示されているところです。

その次ですが、161ページをお開けください。ここは、今回かなり補った部分でございますが、漢字小委員会の委員の皆様には、これからの説明はすべて重複することになります。ちょっと読ませていただきます。「…上述のように、改定常用漢字表は一般の社会生活における漢字使用の目安となることを目指すものであるから、表に掲げられた漢字だけを用いて文章を書かなければならないという制限的なものでなく、必要に応じ、振り仮名等を用いて読み方を示すような配慮を加えるなどした上で、表に掲げられていない漢字を使用することもできるものである。文脈や読み手の状況に応じて、振り仮名等を活用することについては、表に掲げられている漢字であるか否かにかかわらず、配慮すべきことであろう。このような配慮をするに当たっては、文化庁が平成22年2月から3月に実施した追加及び削除字種にかかわる国民の意識調査の結果も参考となろう。」といった記述を加えてあります。ここでは、常用漢字表の性格、それが「目安」とであるということや、この記述で更に補っているわけですが、そしてそのときに、今日の配布資料3に当たるものですが、こういったデータが参考になるであろうといったことを記述しております。

それから、166ページを御覧ください。166ページの一番上の「さらに、」で始まる1文がございまして、これは今の意識調査の結果のことを記述しています。次の文は「なお、2度の意見募集に際し、関係者から追加要望のあった「碍（障碍）」は、上述の字種選定基準に照らして、現時点では追加しないが、政府の「障がい者制度改革推進本部」において、「「障碍」の表記の在り方」に関する検討が行われているところであり、その検討結果によっては、改めて検討することとする。」とあります。このような記述を加えたということでございます。

それで、今読みました障碍の「碍」、それから意識調査、これらにつきましては、配布資料の3、4として出しております。これらは、字種選定にかかわる大事な資料だと思いますので、配布資料3から説明させていただきたいと思っております。

配布資料3を御覧ください。これはA4の紙の部分と、A3の紙で両面コピーをとったものと、二つに分かれております。まずA4の紙の方を確認していただきたいんですが、これは今年の2月から3月に、例年文化庁で「国語に関する世論調査」ということで全国16歳以上の男女3,000人ということで調査しておりますが、今回はその規模を2倍にしまして6,000人で調査したというものです。ただし、回答があったのは4,108人ということで、6割以上の方から回答を頂いたということになっております。調査項目は、そこにありますように、常用漢字表の認知度以下、5項目が挙がっております。

早速ですが、最初が問6で、常用漢字表の認知度。問6ということは、実際には、問1から問5もあります。ただ、ここは速報値ということで、漢字表に関連するところだけを

先に出していただきましたので、本日もそこだけ見ていただくということです。問6は、「法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など、一般の社会生活の中で漢字を使用する場合の目安」として、昭和56年に内閣から「常用漢字表」が示されています。この「常用漢字表」は、それ以前の「当用漢字表」を引き継いだもので、この表には全部で1,945字の常用漢字が掲げられていますが、あなたは「常用漢字表」というものがあることはご存じでしたか」という問いです。それに対して「知っていた」という方が57.4%ということで、6割弱の方が「知っていた」と回答し、「知らなかった」という方が4割いっしょという、こんな結果が出ております。

次の問7は、今回の漢字表の見直しについて、これが行われているということについて御存じでしたかというのですが、「知っていた」という方が23.8%、「聞いたことはあるが、よくは知らなかった」という方が15.9%で、合わせると4割。「知らなかった」という方が、6割弱。こういう結果になっております。

問8では、今回、都道府県名に使われていて、これまで常用漢字表に入っていなかった大阪の「阪」とか、岡山、静岡、福岡の「岡」とか、埼玉県の「埼」とか、11字を追加する方針が出ていますが、このことについてどう思いますか、と尋ねたところ、68.4%、7割弱の方が「望ましい」とお答えになっています。「どちらとも言えない」という方が24.0%、「望ましくない」と明確に答えた方は3.4%。こんな結果になっております。

次のページは、今回追加候補になっております196字から、都道府県名に使われる漢字は問8でまとめてお尋ねいたしましたので、196字から11字を引いた185字について、どう印象を持つかということで、お聞きしています。「我が国では、漢字と仮名を交ぜた表記を用いるのが一般的です。この表記を読み取りやすく、分かりやすいものとするためには、漢字と仮名を適切に交ぜて使っていくという観点が大切です。」とあって、その後説明文がありまして、「今回の見直しでは、196字の漢字を追加しようとしています。次に示す下線を引いた漢字が追加される候補の一部ですが、下線部の漢字表記を見て、どのようにお感じになるか、お尋ねします。」と続くわけです。そういう問いです。

「読みにくいので仮名書きが望ましい」、これが10%を超えたものが4字ありました。「語彙」、「毀損」、「恣意」、「隠蔽」ですね。次に、「読みにくいので、振り仮名を付けた方がいいのではないか」という御意見だったものが、「恣意」から順に、「語彙」、「毀損」、「辛辣」、「辛辣」が51.4%で、ここまでが5割を超えています。

説明文に関しましては、いきなりこういうことを聞いても分かりにくいので、こういう説明文を付けたわけです。そこにありますように、「眉間のしわ」、「頓着しない性格」を例に、眉間のしわの「み」を平仮名書きにして「み間」と交ぜ書きにしますと、「み」が平仮名になって、その次の「間」が漢字になる。それから、「頓着しない」も「とん」が平仮名書きになる「とん着」となるわけです。こういう表記を見てどう思いますかという問いです。具体的にはA3の紙を御覧ください。これは、1枚目はCのところ網掛けになっていますが、C欄でソートしたというものです。つまり、「読みにくいので、仮名書きが望ましい」と答えた方が多い順に並べてあります。「読みにくいので、仮名書きが望ましい」ということですから、逆から見ると、仮名書きが望ましいという方以外は漢字で書くべきである、こういう御意見になるわけです。ですから、これを見ますと「驚くほど語彙が豊富だ」というのについて、「仮名書きが望ましい」という方が14.3%、それから「名誉毀損」の「毀」が10.6%、以下このページの最後は「軽蔑される」の「蔑」ですけれども、2.3%という結果になっています。その裏のページに続きまして、最後を見ていただきますと「ゆっくり風呂に入る」となっています。「風呂に入る」の「呂」ですけれども、これは「難しいので仮名書きが望ましい」という方は0.4%です。99.6%の方が、漢字がいいとおっしゃっている、こういう結果でございます。

それから、2枚目を見ていただくと、同じものをB欄の「読みにくいので、振り仮名を付けるのが望ましい」が多い順に並べ替えているわけです。この辺りはもともと常用漢字

には入っておりませんでしたので、当然こういう意見がかなり出てくるだろうということは予想したわけですが、5割を超えるものというのはそこにありますように「辛辣な言葉を浴びせる」までとなっております。これは、仮名ではなくて漢字書きが望ましいとした上で、ルビを振るといふような配慮が必要であろう、こういうふうにお答えになっているわけです。先ほど前文のところで見えていただいた「必要に応じて振り仮名を振る」というときに、こういうデータが非常に参考になるであろう、特に、この5割を超えているようなものについては、かなりの方が振り仮名が望ましいと現段階ではおっしゃっているわけです。以下、このページの最後のところが19%、更に次のページに行きますと「おいしい鍋料理」というのが3.8%で、一番低いという結果になっております。

最後のページですが、これはA欄の「漢字を使うことで、意味の把握が容易になる」の順でソートしたものです。こういうところを仮名書きにしますと、例えば「おいしいなべ料理」というのは「おいしいな」といふふうにも目に入る可能性があります。ですから、漢字を使う方がいいんだ、それによって、意味の把握が容易になるんだと答えた方が95%です。「一年の計は元旦にあり」とか「甘い柿を食べる」とか、これも後で見えていただくということで、こういうような結果が出ております。これを見ていただきますと、最後のページですけれども、漢字を使うことで意味が把握しやすくなると答えている方が非常に多いということです。下から4分の1ぐらいのところに入線を入れてありますけれども、「運命に翻弄される」これが50.7%です。これから下は、半分以下ということになるわけですけれども、この結果を見ると、今回の196字のほとんどについて、漢字を使った方がいいという答えが多かったということでございます。

196字の追加候補字種に関しては以上ですが、配布資料3のA4の方の2ページ目の下のところを御覧ください。この下の方の調査も非常に大事な調査だということで、問いを作る時に、このことは是非聞かなければいけないであろうということで作ったわけです。削除字種が今回5字あります。これにつきましては、残した方がいいのではないかという御意見を今回も頂いています。ただし、残した方がいいという御意見で5件を超えたものはありませんでした。4件、3件、2件という数です。そこで、「次の(ア)から(オ)の漢字は、常用漢字ですが、一般に使われることが非常に少なくなったなどの理由で、新しく改定される常用漢字表からは外そうとしているものです。この中で、新漢字表に残しておいた方が良いと思う字がありますか。ある場合、それは(ア)から(オ)のどの字ですか。そう思うものがあれば、すべて挙げてください。また、そう思う字がない場合は、「ない」をお選びください」という問いを立てました。残したい字が一つもない場合は、最初から「ない」を選ぶわけです。その下の枠の中にありますように、最初から「ない」を選んだ方が53.9%です。今回の意見募集の中でもよく見られた一つの傾向なんです。常用漢字表から外れるとその字が使えなくなるというイメージを持っていらっしゃる方が結構いらっしゃる。もちろん漢字使用の目安ですから、表に入っていない漢字を使うこともできますし、表に入っている漢字をあえて使わないで仮名書きにすることもできるわけです。そういう誤解もありますので、説明文に「なお、常用漢字表は、一般の社会生活において振り仮名を付けずに使用する漢字の一覧表といった意味を持つもので、漢字表から外れても、その字が使えなくなるわけではなく、振り仮名を付けて使うような扱いに変更されるというだけです。」と書き加えました。余り使われなくなったということは、余り見掛けなくなったということですし、余り見掛けなくなったということは、その字を読む機会が減っているということでもあるわけです。そういう字は、むしろルビを振ってその字の読みを示した上で使った方が親切なのではないかというようにも考えられます。よく使われてもいないのに常用漢字に入っているから、基本的にルビを振らなくてもいいんだというようなことになると、逆に読めないというようなことにもなるわけですね。

この調査は、調査結果によって字種の選定を見直すことはないという了解の下で行ったわけですが、漢字小委員会の中では申し上げなかったことですが、漢字ワーキング

グループの中では、この削除字種候補の調査についてはかなり重要だという認識を持っておりました。もともと常用漢字に入っているわけですから、入っているものを外すというのは、入っていなかったものを入れるよりも、ある面で重いと考えたからです。それで、漢字小委員会でも、驚くような数字が出た場合には改めて検討することになると思いますと申し上げたわけです。例えば、196字のうち、この漢字は使うべきではないというのが7割も8割も出てくるようであれば見直さざるを得ないのではないかと考えていました。今回、仮名書きが望ましいで一番多かった字が14%です。ですから、そういう意味では、妥当な字種の選択だったのかなと受け止めています。漢字ワーキンググループの中では、削除字種候補の5字については、5割、6割の方から残すべきであるという御意見が出てくるようであれば、改めて検討するという合意が一応できておりました。この合意につきましては、該当する字がなかったのに、漢字小委員会では申し上げませんでした。

「匁」とか、「尺」とか、「錘」とかあるわけですがけれども、結果としては23.5%という「匁」が一番多かったわけです。「匁」については、真珠の計量の単位として使っているんだ、そういったことから、外すべきではないというような御意見も頂いております。これは真珠の計量の単位として今も使っていますし、国際的には「momme」とつづいて、「mom」という記号が使われています。日本で、単位として使う場合の表記は平仮名書きの「もんめ」です。漢字「匁」の使用が定められているわけではありません。それから、紡錘形の「錘」。専門分野で使っているという御指摘も頂いておりますが、常用漢字表の性格そのものが学術あるいは芸術、その他専門分野の漢字使用にかかわるものではないと明確に言っておりますので、それぞれの専門分野で必要な字については当然これまでどおりでいいわけです。むしろ、専門分野でしか使われなくなってきたわけですから、それが一般社会に出てきたときには、一般には使っていないわけですから、ルビを振って読み方を示すというような扱いに変えた方が、かえって親切なのではないかとも考えられます。そういう考え方で整理してきたわけですが、この調査の結果を見ても23.5%というような数字ですので、結論を変える必要はないだろうと判断いたしました。

最後に、配布資料4について御説明申し上げます。これも漢字小委員会では御説明申し上げます。漢字小委員会の時ほど時間を取ることはできませんが、なるべく丁寧に御説明申し上げたいと思います。

要望の多かった「玻」、「罫」、「鷹」の扱いについてということでございます。これは、前回の国語分科会の時にも申し上げたんですが、2回目の意見募集の特徴として、字種に関しては特定の字種に要望が集中したということです。この3字以外で要望が5件を超えたものはありません。この3字以外の要望は非常にばらつきがあります。前回もお話し申し上げましたように272通の意見が寄せられまして、それらの意見を一つ一つ丁寧に読みまして、要望している項目、それから、要望している具体的な内容ごとに272通の意見をおよそ1,000に分けました。そして、その1,000の要望に対して、それらをどう考えていくかということをまず漢字ワーキンググループで、それから、漢字小委員会で議論してきました。字種については、「玻」が95件、「罫」が86件、「鷹」が24件寄せられております。また、「鷹」については、先ほどの資料確認の時にも申し上げましたように、三鷹市からの要望書が出ているということもございまして。机上にファイルにとじられた「「改定常用漢字表」に関する試案」に対する意見」があると思います。これは、何度もお出ししていますが、272通の意見をそのままとじたものです。「罫」、「鷹」、「玻」の3字に関しては、このファイルの110ページ、「⑤」というところに寄せられた意見をまとめてあります。

「玻」については、ファイルの中に中日新聞の記事のコピーが入っています。これは、今回要望を寄せた方がこういう記事も併せて送ってくださったという資料でございまして。そこにありますように、なぜ今回「玻」が多かったのかということ、「玻南（はな）」という名前を付けたいということからなんです。記事には写真が載っていますが、こういう写真を見ると本当にお気の毒だなと個人的に思いますけれども、自分の子供に「玻南」という

名前を付けたい、そしてそれを支援する方たちがいて、その方たちが要望してきたということで、1回目の意見募集ではゼロだった「玻」についての要望が、今回、95件になったということでございます。この「玻」につきましても、配布資料4の上にも書いてありますように、「玻璃」という語ぐらいいきりありません。「玻璃」というのは、ガラスだとか水晶の意味です。水晶のことを今「玻璃」と言っている人はまずいません。それからガラスのことを「玻璃」と言う人もいない。ですから、日常生活でこの「玻璃」が使われるということはずいぶんいいわけですね。出現頻度も低いし、造語力という点からも「玻璃」しかない、ということで、これはこれまでどおり入れないということでもいいだろうと判断したということです。今年の4月7日付けで最高裁からの判断が出まして、記事にある抗告については棄却されました。その理由は、この字については常用平易と認め難いというものです。漢字小委員会でも同じ判断を致しました。

次に、「鷹」の字についてです。同じファイルの172ページを御覧ください。172ページを見ますと、三鷹市長のお名前でこういう要望が寄せられております。今日の要望書でもそうですが、「鷹」が復活されなかったという言い方がされています。「鷹」は、御承知のように、第1次試案でも、第2次試案でも漢字表に入ったことは一度もありません。検討していく過程で、検討に値するとして挙げた「第1次素案」には入っていましたが、この中の字は、「出現文字列頻度数調査」という資料を使って、もう一度調べ直す候補という性格のものであります。確かに「鷹」もその中に入っていたのですが、実際にこの資料で調べてみると、「鷹也」という名前が使われている用例が一番多かった。それから「御巢鷹山」とか、「鷹野」という姓とか、固有名詞での使用例が多い。もちろん、一般語の「鷹揚」も出てきます。175ページを御覧ください。今回の要望書にもありますが、「鷹」については熟語がたくさんあるじゃないかという御指摘を頂いています。この御指摘についても、漢字ワーキンググループで何度も検討いたしました。そこに挙がっているのは、「鷹揚」「鷹狩」「鷹匠」「鷹場」、それから「漢字文字列頻度数調査」では「夜鷹」という用例も出ています。こういった「鷹狩」にしても、「鷹匠」にしても、「鷹場」にしても、現在の日常生活で使う言葉であろうか。それからその下に挙がっている「鵜の目鷹の目」とか、「鷹揚自若」、「能鷹隠爪」、「飛鷹走狗」、「鷹視狼歩」、こんなふうがたくさん使うじゃないかということですが、これらが日常使われるような言葉なのかという問題があります。漢字ワーキンググループでも、これらの言葉は日常生活で使うような言葉ではないこと、また、「鷹揚」も、それほど使われる言葉ではないと判断しました。もう一つ、「鷹揚」に関しましては、「大様」と書いて「おおよう」という語もあります。もともと別語なんですけど、江戸時代以降混同されて、「鷹揚」と同じ意味で使われています。このように見ると、常用漢字としてふさわしいのだろうかということですね。何度も要望を頂いているので、漢字ワーキンググループでも何度も慎重に議論してきました。それから、出現頻度が高いということも御指摘いただいておりますが、「鷹」に関しましては出現順位としては1,509番です。最初に検討する時に、便宜的に1,500番以内の表外漢字をSランク、1,501番以降2,500番までをAランク、2,501番以下をBランクとしました。「鷹」はAランクの一番高い位置に当たるわけですね。ただ、Sランクでも落とされたものは、たくさんあるんですね。出現頻度にかかわらず、その字が日常生活の中でどういう位置を占めているのかということを実際に慎重に検討して結論を出しております。そのような検討の結果として、漢字小委員会としては、「玻」と「鷹」の両方とも追加しないと判断したわけですね。

配布資料4にお戻りください。それでは、「碍」はどうなのかということですね。「碍」も今と同じような選定基準を当てはめると、入らないわけですね。まず、出現頻度はそれほど高くありません。語例としては、「融通無碍」、それから、電柱に取り付けられている白い陶磁器製の「碍子」がありますが、それ以外には余り使われません。

今回寄せられた86件の御意見について、繰り返し読みましたが、「碍」を入れてほしいという、そこで挙げられている根拠ですね、なぜ「碍」を用いた「障碍」を希望している

のかということです。これに関しましては、大きく三つに分類することができます。

一つ目は、戦前はすべて「障碍」と書いていたからというものです。それがなぜ「害」が使われるようになったかということ、昭和21年に当用漢字表ができて、その当用漢字表に「碍」が入らなかった。それで、「害」への書換えが強制的に行われたというわけです。

「障害」という表記を使わざるを得ないようにさせられたんだという御意見ですね。

二つ目は、今のと関連して、戦前は「障碍」は全部「碍」で表記されていたので、「しょうがいしゃ」もすべて「障碍者」と書いていたからというものです。だから、本来の石偏の「碍」を用いた「障碍者」に戻すべきだというわけです。これが2点目です。

そして3点目。今申し上げたように、戦前はすべて石偏の「障碍」だった、なおかつ、石偏の「碍」とウ冠の「害」とでは意味が違うからというものです。「障碍」と「障害」とでは意味が違う、その違いがどこから来るかということ、「碍」という字と「害」という字の、字そのものの意味が違うからだというような御意見です。

この三つを挙げた上で、もう一つ、気持ちの問題があるということも漢字小委員会でも申し上げました。具体的には、社会に対して何の害をなしているわけでもないのに、「害虫」の「害」だとか、「災害」の「害」だとか、「公害」の「害」だとか、そういう極めて悪い意味でしか使わない「害」という字を使って呼ばれるのは心外であり、それはやめてもらいたいというような御意見が寄せられているわけです。この気持ちの問題については十分に考えなければならぬ非常に重要なところだと思います。そういった方たちがいるということは事実ですし、この10年ぐらいだと思いますけれども、そういうようなことが一部に言われていることも事実です。以上のように整理した上で、どのように考えていくかを検討するために作ったのが、配布資料4でございます。別紙1から別紙5まで資料を挙げております。まず、1ページ目、別紙1を御覧ください。

今の1点目にかかわることです。ウ冠の「障害」は、本当に昭和21年まではなかったのかということです。この別紙1は、我々が調べてさかのぼれた一番古い用例ですが、文久2（1862）年のものです。江戸時代の末期です。『英和對譯袖珍辭書』の中に四角で囲みましたように、「Annoy, Annoyance」という語の訳語として「障害」が挙がっております。

別紙2を御覧ください。これは、『日本国語大辞典』の「しょうがい」の項目ですけれども線を引いたところですね。「布令字弁」の用例。「布令字弁」は、1868-1872年です。明治の初めの「布令字弁」にも、「障害」で、「セウガイ」、意味は「ササワリソコナフ」ということで出てきます。それから、明治30年代の漱石の「吾輩は猫である」にも、ウ冠の「害」が出てきます。それより3年ほど遅い鷗外の「金貨」では、「碍」の方が出てきます。ですから、明治時代からどちらも使われているわけです。

別紙3を御覧ください。見ていただいたとおりで、法令においてもウ冠の「害」、石偏の「碍」の両方とも出ているということだけ、御確認いただければいいかと思います。

別紙4です。これは国立国語研究所で「太陽コーパス」というのを作っていて、それが博文館新社からCD-ROMを付けて販売されています。それを国語課でこんなふうな整理したわけです。見ていただくと、明治28年時点では、ウ冠の「障害」が22件、石偏が17件（障碍）、10件（障礙）となっています。ただし、石偏（碍・礙）は「しょうがい」と読んでいたか、その次の資料で分かりますが、「しょうげ」と読んでいたかということは分かりません。石偏の方は「しょうげ」と読んでいた可能性もかなり高いと思います。大正14年を見ますと、25件、8件、1件ということで、この時点で既に「しょうがい」はウ冠の「害」が一般的であることが分かります。この後、更にその傾向が進みます。

別紙5を御覧ください。これは、「明治の読売新聞」ということで、読売新聞社が明治時代の読売新聞を画像データとして出しているものを利用して調べたものです。国語課でどのくらい調べたかということ、明治の読売新聞は明治7年から始まっていますので、30年間分調べました。ですから、明治7年から明治37年までの索引を確認しながら、この辺りに出てくるんじゃないかという見当を付けて、画像データから探し出したものです。です

から、もしかしたら幾つか漏れがあるかもしれません。

まず、明治10年に「障碍物飛び越し」という用例があり、「障碍」が「しょうがい」と読まれています。最初の例は、「障碍木」と書いていますが、「さはりぎ」というふうに、「さはり」とルビを振っています。明治12年のは「障礙（しょうげ）」です。この石偏に「疑」という字と、明治10年に出ている石偏に「得」のつくりの字は同じ意味の字です。要するに、「礙」という字の異体字というか、俗字が「碍」です。明治18年、20年、この辺りをずっと見ていただくと、明治19年にウ冠の「障害」が出てきます。20年には「障碍（しょうげ）」、「障碍（しょうげ）」、22年に「障害（しょうがい）」が出てきて、次のページを御覧ください。この辺りを見ていただくと、石偏のものはすべて「しょうげ」と振っております。ここが一つのポイントです。この時期は新聞でもほとんど「しょうげ」というふうにルビが振られています。「しょうがい」と書く場合は、6ページの下にあるようにウ冠の「害」ですね。幸田露伴の新聞小説の中でも、「しょうがい」という場合にはウ冠「害」、「しょうげ」と読ませる場合には石偏「碍」が使われています。この露伴の例を見ても、この時期は、やはり石偏「碍」の方は「しょうげ」というふうに意識されていた可能性が高いんですね。

次のページを見ていただいても同じようなことが分かります。明治28年になると、石偏の「碍」に「しょうがい」とルビを振っております。それから、29年に「障碍物（しょうげぶつ）競争」、30年は「障碍（しょうがい）」となっています。その次の8ページを御覧ください。これは33年の3月23日と3月24日の記事です。「日露貿易前途の一大障害」ということで全く同じ見出しが付いていて、3月24日は「承前」ということで前の日の記事を受けているんです。けれども、「一大障害」というところだけが、23日の方は「障害」、24日の方は「障碍」となっています。しかも、24日の記事は「一大障碍」と見出しは石偏の「碍」になっていますが、本文の中では○で囲んでるようにウ冠の「害」です。石偏の「障碍」もウ冠の「障害」も同じ語として認識されているわけです。これは一番分かりやすい例だと思います。ですから、石偏の「碍」を使った「障碍」の方は意味が良くて、ウ冠の「害」を使った「障害」の方が意味が悪いというようなことはなくて、当時も同じ語として認識されていたということです。

別紙6を御覧ください。ここには、昭和19年の例が出ております。「障害年金及び障害手当金」ということで、これは戦前ですけれども、ここに「障害年金」「障害手当金」という語が出てきます。戦後に限らず戦前でもこういうふうに法律に「障害」が出てくるんですね。これは、元はどういう語だったかという点、「障害」ではなくてもっと別な語が使われていました。「〇〇年金」、「〇〇手当金」となっていたのを「障害年金及び障害手当金」という言い方に変えたわけです。これと同じことをやったのが昭和57年です。最後のところを御覧ください。「障害に関する用語の整理に関する法律」ということで、162本の法律を一斉に改正しています。ここで、「障害」だとか、「障害」を含む語に置き換えています。ということは、何を意味しているかと言うと、戦前は「しょうがいしゃ」という語はほとんど使われていないということです。あえてここには書いていませんけれども、今差別性のある言葉だとされている、そういう言葉が法律に使われていたわけです。ですから、「しょうがいしゃ」という言葉ではなかった。それが、戦後になってそういう言葉から、配慮する形で「障害者」という言い方に置き換えられたということです。明治からずっと別の言葉で法律は作られていますので、それを昭和57年に162本もの法律を一斉に改正して、そこに使われていた言葉を排除したわけです。「障害」という言い方は、もともとそういう差別的な言葉に対して配慮ある言葉として使われ始めたわけです。しかし、この10年ぐらいの間に「害虫」じゃないんだみたいな言い方がされるようになってくる。これは、いい、悪いの問題ではなく、そういう事実があったということです。

その次の別紙7を御覧ください。先ほどの明治の読売新聞からも明らかなように、「障碍」はもともとは「しょうげ」という読み方の語です。そして、そこにありますように、

「仏語。ものごとの発生，持続などにあたってさまたげになること。転じて，悪魔，怨霊などが邪魔をすること。」。悪魔や怨霊などが邪魔をする，こういう文脈で出てくるわけですね。「源平盛衰記」などでも「魔王の為障導せられて，」この石偏のない「導」も石偏のある「碍」と同じです。その次のページを御覧ください。これは，ちょっと調べてみればすぐ分かるわけですが，例えば角川書店の『古語大辞典』。ここにも同じことが書かれています。「天魔外道，其れに依りて障導を成すべし」。2番目の意味は，「たたりをなすもの。魔障のもの。」つまり，「障碍（しょうげ）」というのは，たたりをなすとか，魔障のものという意味で，ずっと使われてきているわけです。明治以降になると，障害，妨げの意味で使われることが多くなってきますけれども，平安末ぐらいから近世ぐらいまでについては，そういう意味で使われているケースが多い，その下の，『仏教語大辞典』にも同じことが書いてあります。

13ページを御覧ください。ここには，『大辞泉』『大辞林』『広辞苑』の「しょうげ」の語釈を挙げております。ここにも同じようなことが書いてあります。先ほどの幸田露伴の「日ぐらし物語」を挙げて，『大辞泉』では「最も障碍の少き運動の道は必らず螺旋的なり」。『大辞林』は「いかなる悪魔の障碍なるか」。坪内逍遙ですから，明治ですね。それから『広辞苑』では，「今昔物語集」から「天魔・外道それによりて障碍をなすべし」という用例を採っております。

こんなふうに見てきて，石偏の「碍」に変えた場合に，どういう問題が起こるかということに心配したわけです。例えば現在，ウ冠の「障害」と書いているわけですが，これを石偏の「碍」に変えて「障碍」として，「障碍者（しょうがいしゃ）」というふうに表示した場合，これは現代の国語辞典を見ても，もともと「障碍（しょうげ）」だったということはすぐに分かるわけですね。そして，「しょうげ」の意味が，今見ていただいたような意味ですから，いい意味ではないわけです。場合によると，「害虫」よりももっと悪いかもしれない。「魔障のもの」とか，「天魔・外道」とか。そういうふうを考えていくと，石偏の「碍」を入れることが本当にいいことなのだろうかという議論がありまして，それと最初のところで申し上げたように，これまでの選定基準から言うと，出現頻度や，造語力の観点から入らないわけです。もちろん書籍などでの頻度は低くても，日常生活で使う字というのはあります。例えば「訃報」の「訃」なんかはそうです。出現頻度は低いんですが，「訃報」という言葉は日常生活でよく使われています。ですから，今回入れたわけです。「障碍」の「碍」については必ずしもそうではない。ただ，先ほど申し上げたように，「障害」が嫌だと感じている方たちがいらっしゃるという事実があります。

それからもう一つ，配布資料4の最後のページにありますように，平成21年12月8日の閣議決定で，「障がい者制度改革推進本部」が設置されております。下線を引いたところを御覧ください。3番です。この本部で，何をやるかということですが，「本部は，当面5年間を障害者の制度に係る改革の集中期間と位置付け，改革の推進に関する総合調整，改革推進の基本的な方針の案の作成及び推進並びに法令等における「障害」の表記の在り方に関する検討等を行う。」とあります。「「障害」の表記の在り方に関する検討を行う。」とはっきりと閣議で決定されているわけです。こういうことを考えていきますと，障害者と言われている方たちのお気持ちの問題があり，そして現在，閣議決定までされて表記の在り方について検討しようとしているということがあります。さらに，ここでは漢字表の問題としてやっていますけれども，この問題というのは，今障害者と呼ばれている方たちがいて，その方たちを社会全体としてどういう呼び方をするのが，あるいはどういう表記をするのが社会全体の在り方として望ましいのかという，社会の在り方に深くかかわっている問題です。漢字を入れるか，入れないかということとは別な側面があるわけです。そう考えると，ほかの漢字と同じように出現頻度とか，造語力の有無という観点だけで，入れないというふうに片付けてしまっている問題ではないだろうということです。最初に見ていただきましたように，「障がい者制度改革推進本部」の決定として，過去に石偏の

「障碍（しょうげ）」がいい意味で使われていなかったということはあるにしても、今後は石偏の「障碍」を使っていこうというような政府としての合意がなされるのであれば、それを受けてもう一度この国語分科会で検討するという余地を残しておく、そういう扱いが最もふさわしいのではないかということで、漢字小委員会でも御了承いただいて、それを今日の国語分科会にお諮りしているということでございます。以上でございます。

#### ○林分科会長

この改定常用漢字表に関しましては、本日ここで答申案（案）を御審議の上、御了承いただくという段階に来ております。特に判断に慎重を要する点、漢字小委員会でも特に時間を掛けて慎重に考えてきた点を中心にして今御説明いただいたわけでございます。ただ今の御説明に関しまして、何か御質問、あるいは御意見等がありましたらお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。（→ 挙手なし。）

審議がここまで進んでまいりましたので、かなり御意見等は尽くされているというふうなことで、特に御発言の御意思を示される方がいらっしゃいませんので、それでは、この答申案（案）につきましては、皆様にここで御了承いただけたということにしたいと思えます。よろしいでしょうか。（→ 国語分科会了承。）

なお、本日お認めいただいた、この案につきましては、次回の文化審議会総会に答申案として提出いたしまして、そこで検討していただくということになりますので、その点、御了承をお願いいたします。

それでは、漢字小委員会につきましてはこれで終わります。次に、日本語教育小委員会から、カリキュラム案に関して、主査である西原副会長に御説明をお願いしたいと思います。

#### ○西原副会長

それでは、日本語教育小委員会の審議状況について御報告申し上げます。お手元の資料は配布資料5ということになります。よろしくお願ひいたします。

日本語教育小委員会では、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案を検討してまいりました。先回にも粗々のことを申し上げておりますので、かいつまんで申し上げますが、ポイントが幾つかございます。一つは、標準的なカリキュラム案の性格及び背景について、二つ目は、簡単に開発の経緯とカリキュラム案の本体部分について説明を申し上げ、最後に、資料として、そこに付いているものを説明申し上げたいと思えます。

まず、標準的なカリキュラム案の性格と背景ということでございます。「生活者としての外国人」が、日本において生活上の基盤を形成する上で必要不可欠であると考えられる日本語教育の内容を具体的なカリキュラム案として示したものでございます。「カリキュラム」でございますから、「学習計画」というふうに翻訳してもよいようなものではございますけれども、全国いろいろな地域でそれぞれで状況が違いますので、ここに示されているカリキュラム案というのは、それぞれの地域において、それぞれの学習者のニーズに応じて検討していただく日本語教育の基となるもの、基礎となるものとして開発いたしました。つまり、学習時間ですとか、学習順序ですとか、教育の内容について書いてございますけれども、これを基にして各地域で工夫を加えることによって実情に合わせた日本語教育又は日本語学習を展開することを可能にする、そういう趣旨で書かれております。各都道府県、各市町村においてコーディネーター、つまり計画し、実行する指導的な役割をする人たちにまず読んでいただいて、その地域における日本語教育について、立案あるいは企画していただくということを第一義の読者の方々として、想定しているということでございます。

昨年末現在、我が国では220万人強の方々の方が外国人登録をしているということが発表さ

れております。また、国から出ている人口統計の資料によりますと、今世紀の半ば過ぎには大幅な人口減が予測されているということもございますので、今後の日本社会の構成員がどういう形になるかということについて様々な議論があるのは御承知であるかと思えます。そのような中で、我が国に滞在して生活する外国人が日本で暮らす際に重要な要素として考えられる日本語能力に関し、どのような国の施策あるいはどのような地方の施策を方針として考えるべきなのかということについて、日本語教育小委員会で「生活者としての外国人」による日本語の学習と習得を推進するための施策の在り方ということで審議を行ってまいりました。今期は第10期でございますけれども、第8期の終わりには、日本語教育の標準的な内容・方法を指針として示すことは、国の役割であるという文言で、報告を行ってまいりました。そして、標準的な内容について検討を進めて標準的な内容の大枠を示したところでございます。さらに、第9期以降、標準的なカリキュラム案の開発に向けた検討を行ってまいりました。そして、今度は全体構成ということでございますので、1枚めくっていただいて目次を御覧いただきたいと存じます。Ⅰ、Ⅱ、Ⅲと続いていくのですけれども、Ⅰが標準的なカリキュラム案の開発の過程、それから、Ⅱがカリキュラム案の内容と活用方法、そして、Ⅲが今後の課題についてということになっております。

まず、開発の経緯を簡単に申し上げますが、2ページを御覧いただくと、第8期の日本語教育小委員会で目標をまとめ、目的も書いてございます。それをまたここに転写しておりますけれども、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の目的と申しますのは、生活者として、海外から日本に入ってきて滞在する方々を対象にして、受容者側であるもともと日本にいる人たちの言語文化の相互尊重を前提としながら、「生活者としての外国人」が日本語で意思疎通を図り、生活できるようになることというのを日本語教育の目的とし、更に四つの目標を立てております。それは、(1)日本語を使って、その方々が健康かつ安全に生活を送ることができるようにすること。(2)自立した生活を送ることができるようにすること。(3)相互理解を図り、社会の一員として生活ができるようにすること。最後に、(4)文化的な生活を送ることができるようにすることという、この四つの目標を達成するための日本語教育の計画をどうしたらよろしいのかということが、この報告の骨子の一部でございます。

カリキュラム案は、三つの部分から構成されております。一つ目が、12、13ページにあります「標準的なカリキュラム案で扱う生活上の行為の事例」。二つ目は、14ページから93ページの長きにわたって展開されております「生活上の行為の事例に対応する学習項目の要素」。そして、三つ目が94ページから98ページの「社会・文化的情報」ということでございます。

開発された経緯につきましては、第43回国語分科会までのところでも御説明いたしましたけれども、少しはしょってですけれども説明させていただきます。120ページを御覧くださいませ。この日本語教育小委員会の作業の中で、日本語教育の内容について検討するために、日常生活で行う生活上の行為を分類、整理をいたしました。120ページの「1生活上の行為の分類一覧」がその結果でございます。大分類10、中分類22、小分類48に整理しております。そして、この生活上の行為の具体的な事例を更に整理することを行いました。それが121ページから始まる「2生活上の行為の事例の整理」ということとなります。ここには事例が1,496挙げられているわけですが、この中から日本語教育で取り上げるべき事例というのを選ぶためにいろいろな作業を行いました。まず、●印が付いているものでございます。これは小分類の中から21選びました。その21の小分類の下位項目の中から、生活上の基盤を形成するために必要であり、かつ安全にかかわり緊急性があるものというの中で、外国人から主体的に会話を始める必要があり、そして日本語でのやり取りが余り複雑でないというような条件に合致するものに★印を付けました。これが334事例となりました。そして、今度は星の色が少し違いまして、実際のやり取りを含む行為ということよりも、むしろ日本語教育を始める前提として、基本的な生活基盤を形

成するために、又は安全にかかわり緊急性があるために情報として知っておく必要があると考えられるものに☆印を付けました。これが全部で47事例ございます。●印が付いている小項目が21、そして★印が334事例、それから、☆印が47事例あります。それをよく見ますと、●印付きの小項目の下にある★印や☆印の付いた事例と、●印が付いていない小項目の下にある★印や☆印の付いた事例とあり、●印付きの小項目の下にある★印や☆印の付いた事例の数は合わせて302事例ということになります。その中から、より代表的であると考えられる事例、それを<●かつ★>の中から106事例、それと<●かつ☆>の中から15事例、全部で121事例を選択いたしました。

そこにコード番号、7けたの分類番号を残しておりますけれども、0101060というようなどころを見ていただくと、「隣人に容態を伝えて助言を求める」となっております。これが生活上の行為で、学習されるべきものということになっております。そのようなところがございまして、網かけ部分が今回の標準的なカリキュラム案で扱っている部分ということになりますけれども、配布資料5の12、13ページに、一覧で示してございます。

次に、本体部分でございましてけれども、先ほど申しましたように12、13ページに挙げた121事例が、標準的なカリキュラム案で扱う生活上の行為の事例一覧ということになっております。この一覧の見方なのでございましてけれども、枠で囲まれてローマ数字が付いている部分が生活上の行為の大分類、網かけになっている部分が生活上の行為の中分類、括弧付きの数字で示しているのが小分類になります。それから、★印を置き換えた・と☆印で示されているのが、生活上の行為の事例ということになります。これは先ほど申し上げました121事例になっております。大分類、中分類、小分類の右端に、[ ]で「単位」を示しております。これは、それぞれの区分に含まれる生活上の行為の事例を学習する際に必要となる学習時間の目安ということになっております。学習時間は、先ほども申しましたように個々の学習者又は地域、それから外国語学習又は日本語学習の既にある経験などによっていろいろ異なってくるわけでございまして、ですから、ここに示されている数字は、具体的な時間数ではございませんで、時間配分の目安を「単位」という言葉で示しております。各地域におきましては、この「単位」を目安として、実際の学習者の状況に合わせて必要な時間数を算出していただきたいと考えているわけでございまして。

また、学習順序につきましては、その地域で自由に決められる、このとおりに行うわけではないということもございまして、そして、各地域の実情に応じて学習者の優先順位、学習の優先順位というものを決めていただき、日本語教育のプログラムを編成していただきたいと考えております。この12、13ページで示しておりますのは、学習内容の大枠ということもございまして。

・で示している生活上の行為の事例を日本語で行えるようになるということが重要なのですけれども、そのために必要な学習項目の要素というのを14ページから93ページに示しております。これが、生活上の行為の事例に対応する学習項目の要素ということになります。左から右に掛けてその表を見ていただくこととなりますけれども、まず「能力記述」というのは、生活上の行為の何をできるようにするのか、できるようにするのかということです。それから、「場面」というのは、そのことを達成するために必要な生活の場面はどのようなものなのか、そしてそこにどういう人たちが関係するのかということです。

「やり取りの例」は、実際に行われる、言語、非言語の両方あると思いますけれども、やり取りというのはどのようなものなのかということ。そして、「機能」とはそれに関してコミュニケーション上の機能というのはどういうことなのか、「文法」はそのやり取りに出てくる文法がどういうふうになっているのかです。そして、「語彙」は、どういう語彙がかかわるのか、そして、言語教育の中で言われる「4技能」、話す、聞く、読む、書くでございましてけれども、そのどれが主として、この生活上の行為を達成するためにかかわり、かつ学習の項目になるのだろうかというようなこと示しております。それぞれについて、記述をしているのが、14ページから93ページに展開している表です。

94ページのところを御覧ください。そこに先ほど申し上げました「3 社会・文化的情報」がございます。先ほど申しました7けたの数字で御覧いただくと、0502010というのは「地震について理解する」、そして、0503010というのは「台風について理解する」となっておりまして、それぞれ説明が加えてございます。これは、基本的にはそれぞれの現場において学習に先立って、それぞれの「生活者としての外国人」が母語とする言葉で説明して分かっていただく基となる説明として、日本語が書いてございます。しかし、これが読めるようになるとか、そういうことでは全くございませんで、知識として前提となるであろうということです。いわゆる日本事情というふうにくくることができるのかもしれないけれども、生活者としての日本事情というようなことがそこに挙げられております。

めくっていただいて、100ページを御覧いただきますと、標準的なカリキュラム案をより有効に活用するための情報が付けてございます。「V 標準的なカリキュラム案の活用例（実践例）」というのは、教室活動の例示ということで、例えば「1 医者診察を受ける」、「2 必要な品物を買う店等を探す」、「3 目的地への行き方を尋ねる」というような7事例を取り上げて、これを実際に実践するときはこのようなことでしょうかという説明をしております。100ページの「1 医者診察を受ける」ということを例に説明したいと思います。「能力記述」とまず書いております。これは先ほど申しました0103010というのが「医者診察を受ける」ということになっており、大分類「健康・安全に暮らす」、中分類「健康を保つ」、小分類「医療機関で治療を受ける」の事例に該当するというのを、その7けたの数字で示しております。また、「能力記述」で、「症状を伝えることができる」、「医師の診断、指示が理解できる」というように具体的な行動達成目標をその項目の中に示しております。その下の「教室活動の展開例」というのは、「教室活動の内容」と「サポート情報等」という二つの欄を設けておりますけれども、教室活動で具体的にやること、そこで活用できる情報の在りかということで、教室活動の方法、参考等についてまとめてございます。情報の在りかということでございますけれども、「別紙1 情報リソース」の110ページに「1 教室活動の方法の例」ということで解説してございます。ここに紹介する教室活動の方法と申しますのは、日本語教育小委員会で新たに提案するというものではありませんで、既に日本語教育を含む外国語教育の分野において活用されている教室活動の方法、例えばロールプレイ、シミュレーション、実体験等を取り上げて、それぞれについて意義と目的、それから準備又は手順というのを説明しているところでございます。そして、その次の113ページでは、「2 教室活動を行う際の参考資料（例）」として「(1) 多言語での生活情報」、「(2) 日本語指導者用資料」、「(3) 生活者としての外国人」の日本語学習に役立つサイトを取り上げており、それぞれの資料の概要がつかめるようになっております。これは、既に流通しており、「生活者としての外国人」に対して有用であろうと思われるサイトです。実践活動についてもサポート情報というところに、幾つか転記されていますけれども、そういうふうにして実践をする方々がこのカリキュラム案をガイドラインとして、かつそのような情報も利用しながら各地域の教育実践をしていただきたいという、そういうことで、「別紙」の部分は情報として提供するというところでございます。

こうした内容ですが、地域の実情に合わせて工夫を加えていただくということを前提とし、そして各地域において、日本語教育のコーディネーターのような役割を果たす都道府県、市町村の日本語教育担当者の方を一義的な利用者と考えまして、開発を行ってきたということでございます。この案をこれから使っていただくようお願いするということになりますけれども、各地の実践を通じて標準的なカリキュラム案の改善、充実、それから使い方の研修、そしてそれにかかわる方々を育成すると申しますか、人材の養成というようなことが、この日本語教育小委員会の次なる仕事ということになるかと思っております。けれども、もう少し具体的にはこの案に基づく教材例の作成、それから指導方法の説明、そしてこれによって涵養される日本語能力の評価、どこまで達成されたものをどういうふう

評価するかという評価の問題，それから指導者として考えられる第一義の利用者の下にと  
言うか，その方々と一緒に実際に日本語指導，あるいは日本語の支援に当たってくださる  
方々のそういう指導力とは一体どういうことなのかということを検討するということが，  
この日本語教育小委員会のカリキュラム案を作成した後の仕事と考えているところでござ  
います。

○林分科会長

ただ今の御説明につきまして，御質問，御意見などがありましたらお願いいたします。  
先ほどの改定常用漢字表に関しましても，非常に膨大な作業と，長い審議時間が掛かって  
おりますが，今伺いますとこの日本語教育に関しましても，ここまでの内容をおまとめに  
なる，その御苦勞が非常にしのばれる，非常に大きな作業と御審議の時間があつたのでは  
ないかと感じます。何かございましたら，伺いたいと思いますが，よろしいでしょうか。  
(→ 挙手なし。)

それでは，日本語教育に関しましても，この案をお認めいただいたということにさせて  
いただきたいと思います。よろしいでしょうか。(→ 国語分科会了承。)

何かほかに取り上げるべきことがございましたら伺いますが，ございませんようでした  
ら本日の協議についてはここまでにさせていただきたいと思ひます。何かございますでし  
ょうか。(→ 挙手なし。)

それでは，これで第44回の文化審議会国語分科会を終了させていただきます。本日は，  
どうもありがとうございました。